

令和4年度 南大隅町議会定例会 12月会議 会議録 (第2号)

招集年月日 令和 4年 4月 4日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 4年 4月 4日

開 議 令和 4年12月20日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：(8番)平瀬 十助 君 (9番)大村 明雄 君

職務の為の出席者：(議会事務局長)黒木 秀 君 (書記)土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中村喜寿君
副 町 長	竹野洋一君	経 済 課 長	新保哲郎君
教 育 長	山崎洋一君	教育振興課長	欠 席
総務課長	熊之細等君	税 務 課 長	畦地明浩君
支 所 長	坂口達郎君	建 設 課 長	中之浦伸一君
会計管理者	黒江鳴美君	建設課技術統括監	竹野広美君
企画課長	相羽康德君	町民保健課長	上大川秋広君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
		総務課係長	原 琢 磨 君

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和 4年12月20日 午前11時25分

議 事 日 程

(付託事件の委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 3 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 2 認定第 2 号 令和 3 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 3 認定第 3 号 令和 3 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 4 認定第 4 号 令和 3 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 3 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 3 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 7 認定第 7 号 令和 3 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 8 議案第 25 号 令和 3 年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(質疑・討論・採決)

- 日程第 9 議案第 30 号 令和 4 年度南大隅町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 10 議案第 31 号 令和 4 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 11 議案第 32 号 令和 4 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 12 議案第 33 号 令和 4 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 34 号 令和 4 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 35 号 令和 4 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 15 議案第 36 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 16 議案第 37 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 17 議案第 38 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 18 議案第 39 号 南大隅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 19 議案第 40 号 南大隅町職員の再任用に関する条例の廃止について
- 日程第 20 議案第 41 号 南大隅町職員の降給に関する条例制定の件

日程第 2 1	議案第 4 2 号	南大隅町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 2	議案第 4 3 号	南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 3	議案第 4 4 号	南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 4	議案第 4 5 号	南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 5	議案第 4 6 号	南大隅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 6	議案第 4 7 号	南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 7	議案第 4 8 号	南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 8	議案第 4 9 号	令和 4 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
日程第 2 9	議案第 5 0 号	令和 4 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 3 0	議案第 5 1 号	令和 4 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 3 1	議案第 5 2 号	令和 4 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3 2	議案第 5 3 号	令和 4 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
日程第 3 3		議員派遣について

▼ 開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

- ▼ 日程第1 認定第 1号 令和3年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第2 認定第 2号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第3 認定第 3号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第4 認定第 4号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第5 認定第 5号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第6 認定第 6号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第7 認定第 7号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第8 議案第 25号 令和3年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議長（松元勇治君）

日程第1 認定第1号 令和3年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第7 認定第7号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件と、日程第8 議案第25号 令和3年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

[決算審査特別委員長 大村 明雄 君 登壇]

決算審査特別委員長（大村明雄君）

決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号 令和3年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第7号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件、及び議案第25号 令和3年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、計8件の審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

今回の決算審査特別委員会の報告には、審査の経過及び結果等についてはもちろんですが、各所に執行部に対しての意見・提言等も含まれておりますので、来年度

以降の改善を望むものであります。

当委員会では、9月20日に日程や審査方針等を協議・決定し、9月27日から10月18日までの現地調査を含め、実質7日間の日程で慎重に審査を行ったところです。

決算審査にあたっては、南大隅町の各会計決算書、主要施策の成果説明書、監査委員からの監査意見書、その他提出を求めた関係書類をもとに審査しました。

歳入の審査では、収入確保の努力がなされ、その実績が上がっているか。予算額と調定額に対しての収入済額と収入未済額における原因は何か。

歳出において、予算の目的に沿って適正に執行されているか。地方自治法における「最小の経費で最大の効果を」求めた執行がなされているか。公益上の必要性に基づき支出され、その目的が達成され効果が上がっているかなど主眼に審査を行いました。

財政健全化判断比率については、4指標とも基準内で、数値的にはおおむね健全な財政運用であるといえます。

実質公債費比率は、0.6ポイント増加し、10.2%となり、早期健全化基準の25.0%には、まだ余裕があるとはいうものの、ここ数年増加傾向にあり、地方債残高は昨年比2億7千万円減と、8年ぶりの減少となりましたが、高い残高水準で推移しています。

財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率については、昨年比より3.6ポイント減少して、89.6%となっていますが、今後の状況を鑑みると、まだまだ本町の財政は硬直化が進んでいくと感じますので、その要因を十分精査し、事務を執行されることを切に希望します。

総務課からは、将来における財政計画の見通しは構築できているとの考えが示されました。

委員からは、経常収支比率や実質公債費比率について質疑が交わされ、経常収支比率の改善は国税の伸びによる普通交付税の増額が要因で、実質公債費比率の見込みは、今後の伸びが予想されるとの回答がありました。今後も適切な財政管理を行い、健全な財政確保のため、財源確保に努め、節度ある財政運営と質の高い行政サービスが提供できるよう、なお一層努力が必要であります。

特別会計においては、一般財源から多額の繰り入れになっている状況は否めませんが、目的に沿った事業を執行されており、成果を収めていると判断するところがあります。

それでは、審査の過程で受けた説明及び主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、一般会計について。

農業委員会関係では、農地利用最適化推進委員について、農業委員と一緒にパトロール等の現場活動や総会での検討会など、農地利用最適化に向けての活動を行っているとの説明を受けました。

経済課関係では、肉用牛素牛導入資金貸付基金の利用促進について、広く農家に呼びかけ、子牛生産の基盤強化に繋がりたいとのこと。有害鳥獣対策では、携帯電話への通報システムの実証を行っており、省力的な捕獲が展開される見通しと説明に対し、箱わな管理の改善と指示書の適時化などの要望が出されました。

ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業では、トレーラーハウスの運営についての質疑に、運営は令和4年度から、田尻観光協議会に、管理も含めて運営委託しているとの説明がありました。農業支援事業については、年齢制限や対象者緩

和の要望に前向きに検討していくとの旨の回答を得たところであります。

商工観光課関係では、コロナで疲弊している商工業者への支援策について、「最南端から元気を贈ろう事業」や「プレミアム商品券」、「各種給付事業」について説明がありました。

また、ウィズコロナを見据えた取り組みを展開しており、「フォトウェディング振興事業」では、2組の実績で、ブライダル事業者からの好評も得ており、令和4年度も取り組んでいる。さらに、「佐多岬ナイトプログラム造成事業」においても、滞在型として活用できるとの結果が出ているとの説明がありました。

委員からは、多額を要した職員の時間外手当について、担当課もしっかり休暇がとれる体制の構築についての要望が出されました。

町民保健課関係では、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う決算額の増加が顕著になっています。

ワクチン接種対策に加え、マイナンバーカードの普及対策や新たに新設された「南大隅町ポイ捨て等禁止条例制定」など、健康管理だけではなく、幅広く取り組んできた旨、説明がありました。

保健センターの管理についての質疑に対し、換気など定期的実施しているとの回答を得ました。

また、大隅広域夜間急病センターにおける薬の適正な処方量の確保や、医師招へい確保事業での効果的な取り組みに対し要望が出されました。

建設課関係では、農道補修1件、農水路補修1件、耕地小規模災害復旧補助金5件、町道維持補修は橋梁を含め6件、新設改良3件、河川改修1件、住宅改修1件、住宅解体1件の工事を実施したとの説明があり、住み続ける住宅助成が38件、空き家等解体撤去補助金18件を実施したとの説明には、費用に対する助成額の上限見直しの意見も出されました。

また、住宅使用料未納額の質疑については、未納者との面談のほか、連帯保証人への連絡を実施し、収入未済額の減額を図りたいとの回答を得ました。

支所関係については、修繕料や歯科診療所の利用状況などについて質疑があり、回答を得たところです。

歯科診療所の指定管理料について、人口の自然減やコロナの影響による診察控えなど診療費の減少が続いているとの回答がありました。

税務課関係では、先ず、地籍調査でのトラブルは生じていないか、またシステムの利用方法についての質疑があり、目立ったトラブルはなく、システムの活用方法についても回答を得たところです。

税の徴収については、町税の収納率は94.79%で前年度比0.29ポイントプラスの収納率となり、滞納繰越額も縮小することができたとの説明を受けました。

また、県職員の市町村税務職員併任に関する協定により、収納対策を強化されているようですが、特に、税金は町の根幹をなす自主財源であることから、徴収率を意識して、どのような対応をすればよいのか、生活困窮者の状況を見ながら、徴収率を少しでも上げる今以上の努力を期待するところでもあります。

本件について、税の徴収だけではなく、各保険料・使用料など全庁的問題として、また、債権回収プロジェクトの活用を効果的なものにし、重ねて申しますが、徴収率にこだわった事務の執行を望みます。

教育振興課関係では、他県のスクールバスでの置き去り事件や、県内学校での倒木による死亡事故を受け、本町での対応等について、十分留意した指導と対応を要

望しました。

南大隅高校魅力発信交流事業の効果については、県外から4名の入学があったとの回答を受け、工夫を凝らしながら継続して取り組むよう要望しました。

介護福祉課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面する住民非課税世帯に対し、臨時特別給付金を支給したほか、社会福祉施設に対して、予防対策に要した経費の助成を行った。

また、子育て世帯への支援策も継続して実施したほか、保育環境の向上に努めたとの説明がありました。

委員からは、緊急通報サポート事業や紙おむつ支給事業の改善要請や、給付金事業の支給方法など、より住民の立場にたったの質疑や意見が多く出されました。

企画課関係では、ふるさと納税寄附金が、令和3年度3,091件で7千5百万7千円を受け入れ、前年度と比較して減額となっています。

また、ふるさと財団の助成を受け、「関係人口拡大創出プロジェクト事業」や「ふるさとものづくり事業」を実施し、特産品開発・販路拡大や交流など地域活性化策が図られたとの説明もありました。

そのほか、定住促進住宅取得資金補助が14件、移住・定住促進事業家賃補助が10件あり、移住定住者の要件緩和を求める意見に、いろいろなアイデアを出しながら進めていく考えの回答を得たところであります。

総務課及び選挙管理委員会関係では、普通交付税の増額の要因や全国町村会災害対策費用保険について質疑がなされたほか、職員のメンタルヘルスや高ストレス対象者の状況についての質疑や働きやすい職場環境づくりへの要請が行われました。

総務課からは、交付税の要因は、国の税込増が一番の要因で、職員の健康管理については、高ストレス対象者6名がおり、32件のカウンセリングを実施したとの回答がありました。

一般会計全般を通じてですか、各種未納・滞納分の取り扱いについては、公平で効果的な徴収方法の改善・工夫、収納向上に繋がると考えられます。

ほかに各課の審査において質疑や意見が多く出されましたので、それら意見・提言を踏まえたうえで来年度予算編成に対して執行機関での検討を強く求めるところであります。

次に、特別会計について。

国民健康保険事業特別会計については、歳入で対前年度比0.44%減、歳出では対前年度比1.85%減となっており、コロナ禍における保険給付費の減が主な要因との説明を受けました。

高額医療の要因についての質疑には、人工透析等の影響が大きいとの回答がありました。

また、ジェネリック医療品の希望シールの配布方法の改善についても要望が出されたところです。

診療所事業特別会計では、新型コロナウイルス関連で、ワクチン接種や診療体制確保支援事業等による収入増であったとの説明がありました。

介護保険事業特別会計では、居宅介護や施設入所者に係る生活支援と介護者の負担軽減を図るため、要介護者のニーズにあったサービス提供に努めたとの説明を受けました。

認知症対策については、認知症初期集中支援チームによる本人や家族への初期支援を包括的・集中的に行い、自主生活をサポートしたとの報告がありました。

下水道事業特別会計では、今後の方向性について、計画資料の作成中で、資料が整い次第、議会へ報告していくとの説明に、補助金適化法や償還の問題等考慮し、しっかり検討するよう要望が出されました。

後期高齢者医療事業特別会計では、歳入では対前年度比1.6%減、歳出では対前年度費2.1%の減と、いずれも保険料軽減分の減が要因となっています。

委員からは、滞納徴収に努力してほしいとの要望が出されました。

水道事業会計においては、経常の健全性を示す経常収支比率は、給水収益の増加及び固定資産除却費の増加等により、前年度比13.44ポイント増の121%となり、水準とされる100%を上回っているが、一般会計からの繰入れに依存している状況があり、安全で安定的な供給を確保するための経営に、計画的に取り組む必要があるとの説明を受けました。

委員からは、滞納額が膨らまないように徴収に努力するよう要望が出されました。

現地調査では、多数の事業の中から選定した6件の現地調査を行い審査しました。

商工業者店舗等支援事業では、古民家を利用した宿泊施設の事業に、より充実した支援策の要望が出されました。トレーラーハウスの調査では、実際に販売されているものを実食し、各委員からも好評を得たところであり、継続して活性化の一役となるよう期待するところであります。

その他の現地調査では、個別の意見は現地において担当課へ伝えましたが、概ね良好に事業執行されていると認めました。

以上、審査の経過と主な意見を申し上げましたが、全体的には、議会の議決した目的に沿って執行され、成果を収めていると判断しました。

決算認定は、町の財政運営の健全化と適正化に努めることと、行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価するもので、その評価に基づき後年度の予算や行政執行に生かされるべきものであります。

地域の特性や資源を活かした取り組みなど、創意と工夫で町民が真の豊かさを実感できる施策が求められています。石畑町長が目指す「3つの思いと10本の柱」を実現する為、各種施策を展開され一層弛まぬ努力を強く期待いたします。

以上、審査の概要を申し上げましたが、決算審査特別委員会といたしましては、認定第1号 令和3年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第7号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件までの7件について、全会一致で認定すべきものと決定しました。

また、議案第25号 南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についても、全会一致で可決及び認定すべきものと決定いたしました。

尚、重ねて申し述べますが、審査においてなされた、指摘事項・要望・検討するとされた事案については、令和5年度予算に反映されるよう速やかな対応を望みます。

最後に、委員長報告に私見を挟むことはタブーでございますが、審査を通じて感じたことを一言言わせていただきたいと思います。

前例にとらわれず、大胆な発想と緻密な計算ができる職員が、数多く出現することを大いに期待します。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（松元勇治君）

委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 令和3年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和3年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数（全員起立）

議長（松元勇治君）

着席してください。

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和3年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

認定第2号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第7号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上、6件を一括して質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、議案第25号 令和3年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号 令和3年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、可決及び認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、可決及び認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和3年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件については、可決及び認定することに決定しました。

▼ 日程第9 議案第30号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）について

議長（松元勇治君）

日程第9 議案第30号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提案理由について、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博君）

ありません。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番（幸福恵吾君）

要支援者保護施設設置事業費補助金についてご質問します。

自宅で1人での生活が困難な方が一時的に生活をする、或いは、DV被害などからの一時的な避難場所、そういった場所については必要性を感じます。

しかし、今回上がった保護施設の設置について、6百80万という設置費用に対して1世帯しか入れないということ。

そして、立地条件や設置後の支援に関して、個人情報の保護を含めた安全性が確保できるのかということも疑問を感じます。

町単独で設置するのではなくて、県や関係諸機関との連携をもとに収容できるよ

うな施設の紹介をするであつたり、他の手立てがなかったのかお聞きしたいと思います。

町長（石畑博君）

今ですね、独居のそういった高齢の方、それから、例えば、障害等をお持ちの方、こういった方々の支援が夜昼構わず、直接私に來たり、そして社協に來るんですけども、そういった類いの住居等を民間も借り受けておりましたけれども、そこがもう生活する為にはなかなか厳しい部分と、そしてまた、そういった対象の方々を警察からの電話も來るんですけど、保護をする時にとりあえず一時的に、例えば、今夜とかそういったあるもんですから、そういった部分に対しては一時的な保護という形で、そういった考え方でのとりあえずの設置ということでございます。

そしてまた、今後において、こういった部分が増えてくることも予想されております。

そういった中では、今ちょうど町有地内にありました高校の住宅等が撤去になっておりますので、その部分の跡地に有効活用という部分で設置を考えているところでもあります。

いずれにしても、今後においては今議員がおっしゃったその部分については、今後増えてくることが予想をされていることから、長期的な部分でそういった環境にならないそういった支援づくりをしていくべきだと思いますけれども、まずは、今現在、そういった支援のする方の保護をする館がないということから、今回こうして社協と協議の中で予算を上げさせていただいたところでもあります。

議長（松元勇治君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第10 議案第31号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（松元勇治君）

日程第10 議案第31号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博君）

ありません。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第11 議案第32号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（松元勇治君）

日程第11 議案第32号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博君）

ありません。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第12 議案第33号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（松元勇治君）

日程第12 議案第33号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博君）

ありません。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1

号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第34号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(松元勇治君)

日程第13 議案第34号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案理由について、先日説明がありました。補足説明はありませんか。

町長(石畑博君)

ありません。

議長(松元勇治君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長(松元勇治君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長(松元勇治君)

討論なしと認めます。

これから、議案第34号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長(松元勇治君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第14 議案第35号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（松元勇治君）

日程第14 議案第35号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博君）

ありません。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第15 議案第36号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第15 議案第36号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第36号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、第1条及び第2条改正については、令和4年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、若年層の給与表の改定と一般職員の期末手当の支給月数について、年間0.10月の引き上げを行い、令和4年度の給与及び令和4年12月に支給の期末手当に特例措置を講じるものであります。

また、併せまして第3条改正では、地方公務員の定年延長制度に対応するための所要の改正を行っております。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

10 : 43

～

10 : 50

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

▼ 日程第16 議案第37号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第16 議案第37号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第37号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、町長・副町長・教育長の期末手当について、支給月数を年間3.25月から3.30月へ0.05月引き上げを行い、令和4年12月に支給の期末手当に特例措置を講じるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第37号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第37号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第17 議案第38号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第17 議案第38号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第38号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。
本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。
今回の改正は、議会議員の期末手当について、支給月数を年間3.25月から3.30月へ0.05月引き上げを行い、令和4年12月に支給の期末手当に特例措置を講じるものであります。
ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第38号 南大隅町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第38号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第18 議案第39号 南大隅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第19 議案第40号 南大隅町職員の再任用に関する条例の廃止について
- ▼ 日程第20 議案第41号 南大隅町職員の降給に関する条例制定の件
- ▼ 日程第21 議案第42号 南大隅町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第22 議案第43号 南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第23 議案第44号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第24 議案第45号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- ▼ 日程第25 議案第46号 南大隅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第26 議案第47号 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第27 議案第48号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第18 議案第39号 南大隅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第27 議案第48号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件まで、以上10件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第39号から議案第48号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に関する規定を整理するものでございます。

今回の条例改正及び新規制定、条例廃止につきましては、定年制度の年齢延長、管理監督職務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の運用を行うために、

議案第39号では、南大隅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第40号については、南大隅町の再任用に関する条例の廃止について、

議案第41号については、南大隅町職員の降給に関する条例制定の件を提案するものでございます。

また、議案第42号の南大隅町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件から議案第43号の南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第44号の南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第45号の南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第46号の南大隅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第47号の南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第48号の南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件までの7件につきましては、南大隅町職員の定年等に関する条例の一部改正に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

議案第39号 南大隅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の

件から、議案第48号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件まで、以上10件、一括して質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第39号 南大隅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号 南大隅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 南大隅町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第40号 南大隅町職員の再任用に関する条例の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号 南大隅町職員の再任用に関する条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 南大隅町職員の再任用に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第41号 南大隅町職員の降給に関する条例制定の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

議案第41号 南大隅町職員の降給に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 南大隅町職員の降給に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第42号 南大隅町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号 南大隅町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 南大隅町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号 南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号 南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第44号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第46号 南大隅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号 南大隅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 南大隅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第48号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第28 議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について
- ▼ 日程第29 議案第50号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- ▼ 日程第30 議案第51号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第31 議案第52号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第32 議案第53号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）について

議長（松元勇治君）

日程第28 議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第32 議案第53号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてまで、以上5件を、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第49号から53号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号は、令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千1百39万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億7千25万3千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算において、人事院勧告等に基づく人件費の調整、特別会計繰出金及び出産・子育て応援支援事業に係る経費を計上し、歳入予算では、所要の財源として、地方交付税、県支出金を計上したものであります。

次に、議案第50号は、令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3千4百20万4千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整に係る経費を計上するものであります。

次に、議案第51号は、令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4千7百50万5千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整に係る経費を計上するものであります。

次に、議案第52号は、令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1千5百25万5千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整に係る経費を計上するものであります。

次に、議案第53号は、令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、収益的支出に、20万4千円を追加し、収益的支出の予算額を3億1千2百50万円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整に係る経費を計上するものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（熊之細等君）

それでは、議案第49号 一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

まず、歳入のほうからご説明いたします。

6ページをお開きください。

11款地方交付税8百26万7千円は、今回の補正予算に係る財源調整として計上しております。

続いて、16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費補助金3百12万6千円は、出産・子育て応援支援事業の財源として計上いたしました。

次に、歳出でございますが、7ページ以降は各費目において、人事院勧告等に伴う人件費の調整を計上しております。

人件費を除くものとしましては9ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費に、介護保険事業（保険事業勘定）繰入金14万3千円、介護保険事業（サービス事業勘定）繰入金5万4千円を計上しております。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子衛生費3百75万2千円は、出産・子育て応援支援事業に係る経費を計上しております。

10ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目診療所費69万9千円は、診療所事業繰入金として計上しております。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（坂口達郎君）

次に、議案第50号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

7ページをお願いします。

歳出でございますが、各費目において、人事院勧告等によります報酬・給料・職員手当等・共済費69万9千円の追加であります。

それに伴う歳入6ページ、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、財源の調整であります。

以上、ご審議ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（中村喜寿君）

議案第51号 介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）につい

てご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費に人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費の増額14万3千円を計上しております。

歳入でございますが6ページをお願いいたします。

7款繰入金に今回の補正予算に関わる所要の財源として調整を計上したところでございます。

続きまして、議案第52号 介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費に人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費の増額5万4千円を計上しております。

歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

2款繰入金に今回の補正予算に関わる所要の財源として調整を計上したところでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

建設課長（中之浦伸一君）

続きまして、議案第53号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

3ページをお願いします。

収益的支出の第1款事業費用、第1項営業費用、第4目総係費20万4千円の追加でございます。

今回の補正は、人事院勧告に基づき人件費を調整したものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第51号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第51号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第52号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第52号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号に）ついてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第33 議員派遣の件

議長（松元勇治君）

日程第33 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。

12月会議において議決されました、議案等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

12月会議終了にあたり、一言お礼申し上げます。

12月8日から本日まで13日間の日程でありましたが、単行議案、条例の制定をはじめ補正予算の各議案、また令和3年度決算の認定についてお願いいたしました全ての議案を、原案どおり可決いただき誠にありがとうございました。

今回、一般質問につきましては7名の議員から、自主財源確保、相談しやすい役場・職員の意識改革、独居高齢者の見守り、紙おむつ助成事業、福祉避難所、障害者手帳のカード化、公園整備、起業・創業活動支援、図書館の利用促進、婚活イベント、県道辺塚根占線道路整備の現状、定年延長、旅費及び懇親会費等の見直し、子育て支援策など、住民生活に密着した多くのご質問とご提言をいただきました。

賜りましたご意見やご提言を町民目線に最大限配慮し、限られた予算の中で財政運用については、厳しい姿勢をもち、町政に反映させてまいりたいと考えております。

現在、令和5年度予算案の作成中ではありますが、今後も引き続き、収支バランスの取れた財政の効率的な安定運用を図り、賜りました多くの政策提言を実現させるために長期的視点に立った予算編成に努めてまいります。

また、直面する緊急かつ困難な課題には積極的に取り組み、第一次産業の振興を

基軸に、全国的に流れが大きく変わりつつある子育て世代の支援、基礎自治会の存続と活性化を目指し、本町ならではの地域特性を反映させながら、議会と執行部の両輪が目標を一つにした政策立案に努め、町民に信頼される誠実で安心・安全な町政運営に取り組んでいきます。

最後になりますが、議員各位が益々ご健勝で良いお年をお迎えいただき、引き続き、本町発展のためご指導ご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、4年度定例会12月会議終了のお礼とさせていただきます。

ありがとうございました。

▼ 散 会

議長（松元勇治君）

以上をもちまして、令和4年度南大隅町議会定例会12月会議を散会します。

散 会 ： 令和4年12月20日 午前11時25分